

修士論文（要旨）

2020年7月

成年後見制度に対する介護支援専門員の認識と担当利用者への支援

指導 杉澤 秀博 教授

老年学研究科

老年学専攻

218J6006

清水 絵理

Master's Thesis(Abstract)
July 2020

Awareness of the Adult Guardianship System by Care Support Specialists and Support for
Using the System

Eri Shimizu
218J6006
Master's Program in Gerontology
Graduate School of Gerontology
J. F. Oberlin University
Thesis Supervisor: Hidehiro Sugisawa

目次

第1章 緒言	1
1.1 成年後見制度と介護保険制度	1
1.2 研究の目的	1
第2章 研究方法	1
2.1 調査対象と調査方法	1
2.2 調査項目	1
2.2.1 関連要因	1
2.2.2 成年後見制度の利用支援意向	1
2.3 分析	2
第3章 考察	2

引用文献

参考文献

資料

第1章 緒言

1.1 成年後見制度と介護保険制度

成年後見制度は介護保険制度と同じ 2000 年に発足した。判断能力が低下した者が適切な介護サービスを選択、利用することを支援するとして期待され、介護保険制度とは車の両輪であると表現された。しかし、成年後見制度の利用者数については、制度開始以降増加傾向が続いているが、利用対象となる認知症患者・知的障害者・精神障害者の数、とりわけ認知症患者数の増加をみるとニーズがある人の中での利用率は 2%程度に留まっている。介護支援専門員は、利用者の判断能力の程度や経済・家族状況等の生活上の課題を把握する職種であり、成年後見制度のニーズがあると思われる利用者に対しては、制度の利用につなげる支援を行うことが求められている。先行研究においては、地域包括支援センターの職員や入所施設等の勤務者を対象とした意識調査に基づき、介護支援専門員が制度の利用を積極的に進めない理由として成年後見制度に関する理解不足や支援は地域や家族に任せるべきとの考えがあることが指摘されているものの、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を対象に量的調査に基づき、成年後見制度の利用支援意向の関連要因とした研究はない。

1.2 研究の目的

本研究では、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員における成年後見制度の利用支援意向の関連要因を明らかにすることを目的とした。先行研究の知見に基づき関連要因として、主として介護支援専門員の成年後見制度に対する理解の不足、制度に対する多様な認識を取り上げた。

第2章 研究方法

2.1 調査対象と調査方法

東京都江東区、文京区、墨田区の全居宅介護支援事業所 205 事業所に所属する介護支援専門員 543 人を対象に、自記式調査票を郵送した。調査期間は 2019 年 11 月 1 日～2020 年 2 月 28 日であった。

2.2 調査項目

2.2.1 関連要因

以下、(1)から(6)を要因として位置づけた。(1)属性：年齢、性別、介護支援専門員資格（介護支援専門員か主任介護支援専門員か）、取得資格、介護支援専門員としての勤務年数、ケアプラン担当数、(2)成年後見制度に関する研修参加、(3)成年後見制度に関する情報収集、(4)成年後見制度に関する知識、(5)成年後見制度に対する認知、(6)制度の利用ニーズのある事例の経験

2.2.2 成年後見制度の利用支援意向

①不動産の処分の必要、②介護施設への申し込み、③支出管理、④公共料金等の滞納、⑤管理すべき財産が多額、⑥悪質商法、⑦経済的虐待、⑧その他の虐待、⑨診療・入院契約、⑩介護・福祉サービスの利用契約、⑪身寄りがいない、⑫親族が疎遠、といった事例について、利用支援意向を把握した。

2.3 分析

成年後見制度の利用支援意向を従属変数に、上記 2.2.1 の (1) ～ (6) の要因を独立変数として位置づけ、重回帰分析を実施した。

第 3 章 結果

回収された調査票は 111 であった（回収率 20%）。そのうち無回答の 2 票を除き 109 票を分析の対象とした。単相関の結果、成年後見制度の情報収集を日ごろからしている人、法定研修で成年後見制度の学習をしたことのある人、家族依存指向の強い人で、利用支援意向が有意に強かった。成年後見制度の知識がある人で成年後見制度の利用支援の意向が有意に低かった。重回帰分析の結果、成年後見制度に関する情報収集を日ごろからしている人で利用支援意向が有意に強かった ($P < .05$)。さらに法定研修での成年後見制度の学習経験がある人で利用支援意向が強い傾向にあった ($P < .10$)。

第 4 章 考察

本研究では、成年後見制度に関する情報収集を日ごろからしている人で成年後見制度の利用支援の意向が有意に強いという結果であった。この結果は、成年後見制度の利用支援の意向の高さが原因であり、結果として成年後見制度に関する情報収集を日ごろから行っているという可能性もあるが、成年後見制度に関する情報収集の結果として成年後見制度の利用支援の意向が喚起された可能性もある。加えて、実務研修で成年後見制度を学習する機会があったことが、10%有意水準であったが、成年後見制度の利用支援の意向を促すように作用していた。法定研修である実務研修の場で成年後見制度についてきちんと学習する機会を得ることが、成年後見制度の利用支援の意向を喚起することに貢献している可能性が示唆された。

他方、本研究においては、家族依存の指向が高い、あるいは成年後見制度に関する知識が乏しいという、これまで成年後見制度の利用が進展しない理由として指摘されてきた認知的な要因を分析モデルに加え、その影響を分析した。分析の結果、いずれの要因とも介護支援専門員の成年後見制度の利用支援の意向を有意に高めることに貢献していなかった。本研究では、このような認知的な要因は、利用支援意向の喚起にはあまり影響しないことが示唆されている。興味深いのは、有意ではないけれども、家族への依存志向が高いことが利用支援を強めるように、また成年後見制度に関する知識が豊富であることが利用支援を弱めるように作用していたという、すなわちその方向性が逆の結果が観察されたことである。有意でなかったことから、その理由に言及するのは慎重である必要があるが、以下のような可能性もあるのではないかと推察される。成年後見制度に関する知識に関しては、知識が豊富であることはその制度の良い面だけでなく様々な困難な点も併せて理解することになる、そのことが利用支援を躊躇させることにつながった可能性がある。家族への依

存指向については、家族を優先させることを指向してはいるけれども、現実はそのに依拠した対応ができない場合も多いことから、その結果として成年後見制度の利用支援の可能性も探るということにもつながるのではないと思われる。

本研究では、成年後見制度の利用へのニーズが高まるとされる事例の経験を取り上げ、それを多く経験している人では、成年後見制度へのニーズが喚起され、その結果として利用支援の意向が強まるのではないかという仮説を立て、その検証を試みた。分析の結果、有意な影響は観察されず、有意な影響ではなかったものの、むしろ事例を多く経験した人では利用支援の意向が低いという結果であった。このことから、本研究で提示した事例については、介護支援専門員は成年後見制度を利用せずほとんど支障なく対応できていることから、成年後見制度へのニーズの喚起へとつながらなかった、むしろ利用支援の意向を下げることに貢献したのではないと思われる。

本研究の問題点に触れておきたい。第1には分析モデルに関する問題である。本研究では、①成年後見制度に関する情報との接触、②制度に関する知識、家族依存指向という認知的要因、加えて、③成年後見制度への利用支援の意向の喚起につながるであろう事例の経験、という3要因に着目し、介護支援専門員の成年後見人制度の利用支援への意向に関連する要因を分析した。しかし、多くの要因で有意な影響が観察されなかった。その理由には、研究蓄積がほとんどない領域であったことから、要因の分析に際しては妥当性・信頼性が確保された尺度を用いることができなかったことも一因している可能性がある。妥当性・信頼性のある尺度を用意し、本研究の結果を追試することが必要である。加えて、2016年から新たに「権利擁護」に関する科目が設定された¹⁵。この影響についても分析モデルに加える必要がある。

第2には、調査票の回収率の低さである。研究目的を明示して調査への協力依頼をしたことから、調査に応じた人は、介護支援専門員の中でも相対的に成年後見制度やその利用支援に興味や関心の高い人たちであろう。そのことによって利用支援を説明する要因の分散が小さくなり、結果として有意な影響がある要因の検出が十分にできなかった可能性がある。調査票の回収率を高める工夫を行い、本研究の追試を行う必要がある。

以上の問題点が含まれているとはいえ、介護支援専門員による成年後見制度の利用支援意向に関連する要因については、これまで研究がないことから貴重な知見を提供している。本研究の知見を実践に役立てるとすれば、成年後見制度の利用支援を介護支援専門員が積極的に行うようにするには、実務研修などで成年後見制度を学習する機会をきちんと設け、実践につながる知識や情報を得られるようにすることが必要である。

引用文献

- 1 厚生省：社会福祉基礎構造改革について 社会福祉事業法等改正法案大綱骨子 (https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1104/h0415-2_16.html, 2019. 12. 20 アクセス) (1999)
- 2 法務省民事局：民法の一部を改正する法律等の概要 (http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_990216-4.html, 2019. 12. 20 アクセス) (1999)
- 3 最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月— (<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20190313koukengaikyou-h30.pdf>, 2019. 12. 20 アクセス)

- 4 税所真也：「成年後見の社会化」からみるケアの社会化—士業専門職化が及ぼす家族への影響—。家族社会学研究。28(2)：158-159(2016)
- 5 日本社会福祉士会：『『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項について』意見。(https://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/files/017/0170217_2.pdf, 2020. 1. 28 アクセス)1-3(2017)
- 6 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準。平成十一年厚生省令第 38 号 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=411M50000100038, 2020. 1. 28 アクセス)(2009)
- 7 石田賢哉, 笹原まい子, 波田野隼也, 他：実態調査からみる青森市内の成年後見制度利用支援事業の現状と課題—青森市の介護保険サービス利用者を対象にして—。青森県立保健大学雑誌, 16：26-28(2016)
- 8 齊藤智子, 佐藤由美：介護支援専門員のケアマネジメントにおける対応困難の実態。千葉看会誌, 12(2)：9-13(2006)
- 9 吉江悟, 齊藤民, 高橋都, 他：介護支援専門員がケースへの対応に関して抱く困難感とその関連要因 12 種類のケース類型を用いて。日本公衛誌, 53(1)：32-36(2006)
- 10 横尾恵美子：成年後見制度が地域包括ケアシステムの一翼を担うための課題と展望～H 市における地域包括支援センターの調査を基に～。聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要, 14：8-10(2016)
- 11 宮本恭子：山陰地方の養護老人ホームにおける成年後見制度の実態に関する研究。山陰研究, 6：84-89(2013)
- 12 宮本恭子：介護保険とともに高齢社会を支える成年後見制度の現状と課題—ドイツを参考に—。社会医学研究第, 3(5)：3-5 (2013)
- 13 能手香織：成年後見制度における「身上監護」の検討。立命館法政論集, 1：297-298(2003)
- 14 日本弁護士連合会：成年後見制度における市町村申立に係る要綱。(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2003_45_1.pdf, 2019. 6. 4 アクセス)3-4(2003)
- 15 厚生労働省：介護支援専門員実務研修ガイドライン。(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2016.11JITSUMUKENSHUGAIDORAIN_3.pdf, 2019. 6. 4 アクセス)69-72(2016)

参考文献

- 1) 白澤政和 高齢者福祉分野での成果と課題 社会福祉学 第 47 巻第 2 号 2016
- 2) 税所真也 成年後見制度の市町村長申立てにおいて中間集団が果たす機能 社会福祉学 評論 第 16 号 2016
- 3) 鶴浦直子 ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究—成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から— 社会福祉学 第 51 巻第 4 号 2011
- 4) 水野裕・難波吉雄 高齢社会と成年後見制度 日本老年医学会雑誌 38 巻 5 号 2001
- 5) 鈴木浩子・山中克夫・藤田佳男・平野康之・飯島節 介護サービスの導入を困難にする問題とその関係性の検討 第 59 巻 日本公衛誌 第 3 号 2012

- 6) 成年後見制度の現状 2016 内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局
- 7) 阿部和光 高齢者の権利擁護と自立支援システムの課題 介護保険と成年後見との関連 1998
- 8) 月刊ケアマネジメント 第30巻第6号 環境新聞社
- 9) 介護支援専門員の役割に関する研究—どこまでが業務範囲か?—報告書 特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会調査研究委員会 2011

(資料1)

◎成年後見制度利用ニーズに対する介護支援専門員の支援に関するアンケート◎

2019年 月
桜美林大学大学院
老年学研究科
教授 杉澤 秀博

桜美林大学大学院
老年学研究科老年学専攻
博士前期課程2年 清水 絵理

《ご記入にあたってのお願い》

- 1) この調査は、匿名で回収するため、個人名・事業所名が特定されることはありません。
また、ご回答内容が研究目的以外に使用されることは一切ありません。
- 2) ご回答は、あてはまる番号を○印で囲んでください。また、内には具体的な数値を記入してください。
- 3) 「その他」をお答えになった場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- 4) ご回答に迷う場合は、できるだけ近いものを選ぶようにしてください。

◎ ご記入が終わりましたら、もう一度、回答漏れがないかお確かめください。

◎ 《ご記入が終わりましたら…》 月 日()までに投函してください。

《この調査に関するお問い合わせは…》

◎ 清水 絵理 (桜美林大学大学院 老年学研究科博士前期課程2年)

218j6006@s.obirin.ac.jp

〒130-0021 東京都文京区本駒込2-3-5

あなたご自身のことについて伺います。

Q1 あなたの年齢はおいくつですか。

2019年9月30日現在： 歳

Q2 性別は(○は1つ)

1 男性 2 女性

Q3 介護支援専門員の資格について教えてください。(○は1つ)

1 介護支援専門員 2 主任介護支援専門員

(資料1)

Q4 介護支援専門員の基礎資格となる資格について、お持ちの資格をすべて教えてください。

1	介護福祉士	9	医師	17	管理栄養士
2	社会福祉士	10	歯科医師	18	義肢装具士
3	精神保健福祉士	11	薬剤師	19	言語聴覚士
4	保健師	12	助産師	20	歯科衛生士
5	看護師	13	あん摩マッサージ指圧師	21	視能訓練士
6	准看護師	14	はり師	22	柔道整復師
7	理学療法士	15	きゅう師	23	その他 ()
8	作業療法士	16	栄養士		

Q5 介護支援専門員としての勤務年数を教えてください。

2019年9月30日現在： 年 か月

Q6 現在担当されている利用者数を教えてください。(要支援者も1として計算)

2019年9月30日現在： 人

成年後見制度について伺います。

Q7 介護支援専門員・主任介護支援専門員の実務研修で、成年後見制度について学んだことがありますか。

(○は1つ)

1 ある 2 ない

Q8 成年後見制度に関する研修や勉強会に参加したことがありますか。(○は1つ)

1 ある 2 ない

Q9 成年後見制度の説明や情報提供を、利用者または利用者の家族に対して行ったことがありますか

(○は1つ)

1 ある 2 ない

Q10 成年後見制度に関する情報収集を日頃行っていますか。(○は1つ)

1 該当する 2 やや該当する 3 あまり該当しない 4 該当しない

(資料1)

Q11 社会福祉協議会が実施している日常生活権利擁護事業について情報収集を行っていますか。
(○は1つ)

1 該当する 2 やや該当する 3 あまり該当しない 4 該当しない

Q12 今後、成年後見制度の説明や情報提供を、利用者または利用者の家族に対して行おうと思いますか。
(○は1つ)

1 該当する 2 やや該当する 3 あまり該当しない 4 該当しない

Q13 成年後見制度に対するイメージについて、以下の項目にお答えください。
(○はそれぞれに1つ)

	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1) 成年後見制度の主な利用目的は「財産管理」である	1	2	3	4
2) 成年後見制度の主な利用目的は「身上監護」である	1	2	3	4
3) 成年後見制度は、保有財産が多額の人が利用するものである	1	2	3	4
4) 判断能力が低下している高齢者について、家族が同居している場合には、成年後見制度を利用する必要はない。	1	2	3	4
5) 判断能力が低下している高齢者について、独居であっても家族や親せきがいる人は、成年後見制度を利用する必要はない。	1	2	3	4
6) 判断能力が低下している高齢者について、介護サービスの契約は家族が行うべきである。	1	2	3	4

Q14 これまでに、担当した利用者を成年後見制度の利用につなげる支援を行ったことがありますか。
(※利用につなげる支援…区役所・社会福祉協議会・地域包括支援センター・後見実施機関と利用者本人や家族との連絡調整) (○は1つ)

1 ある 2 ない

Q15 成年後見制度の市町村申立について知っていますか。(○は1つ)

1 知っている 2 知らない

(資料1)

Q16 成年後見制度の申立にかかる費用の支払いが困難な方に対して、費用の助成があることを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている	2 知らない
---------	--------

Q17 成年後見人へ支払う後見報酬の支払いが困難な方に対して、後見報酬の助成があることを知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている	2 知らない
---------	--------

Q18 市民後見人を知っていますか。(〇は1つ)

1 知っている	2 知らない
---------	--------

ケアマネジメント業務について伺います。

Q19 認知症などにより判断能力が低下している利用者に対して、行ったことがある対応を教えてください。(〇はそれぞれに1つ)

	ある	ない
1) 利用者の金銭を口座から引き出す支援をしたことがある	1	2
2) 利用者の金銭を預かり、利用者がかかった医療機関への支払いをしたことがある	1	2
3) 医療機関や介護サービス事業所で、利用者の緊急連絡先として自分の氏名、連絡先(事業所連絡先を含む)を記入したことがある	1	2
4) 利用者の金銭を預かり、公共料金の支払いを代わりに行ったことがある	1	2
5) 利用者の金銭を事業所で預かり、金銭管理の支援をしたことがある	1	2

(資料 1)

成年後見制度につなげる支援を行う意向について伺います。

Q20 あなたが担当する、認知症などにより判断能力が低下している利用者が以下の状況にある場合、ケアマネジャーとして成年後見制度の利用につなげる支援を行いますか。(○はそれぞれにひとつ)

	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1) 不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)の必要がある	1	2	3	4
2) 介護施設に申し込みをする	1	2	3	4
3) 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない	1	2	3	4
4) 公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料を滞納している	1	2	3	4
5) 管理すべき財産が多額(おおよそ 1,000 万円以上)である	1	2	3	4
6) 悪質な商法に騙されるおそれがある、又は過去に騙されたことがある	1	2	3	4
7) 家族や親族から預金や年金をとり上げられるなどの経済的虐待を受けている又はその疑いがある	1	2	3	4
8) 家族や親族から身体的虐待・性的虐待・ネグレクトを受けている、又はその疑いがある	1	2	3	4
9) 診療・入院契約が進まない	1	2	3	4
10) 介護・福祉サービスの利用契約が進まない	1	2	3	4
11) 本人に身寄りがない	1	2	3	4
12) 本人に身寄りはあるが疎遠であったり協力を得ることが困難	1	2	3	4

◎ ご協力どうもありがとうございました。 ◎